

八幡平市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和7年12月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和8年1月26日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修象

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和7年 12月15日(月)	防 災 安 全 課	10:00 ~ 12:00	議会議事堂 理事者控室
	市 民 課 清 掃 セ ン タ ー	13:15 ~ 16:30	
12月16日(火)	企 画 財 政 課	10:00 ~ 12:00	
	ま ち づ くり 推 進 課	13:15 ~ 16:30	

第2 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 岩根 修象

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和7年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に行なった例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ（指定債権のみ）、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表。

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。

(1) 市民課、清掃センター

① 医療費助成給付金の誤給付について【意見又は留意事項】

令和6年4月に給付された医療費助成給付において、医療費助成資格期間外での受診分を市が誤って給付したことにより生じた医療費助成給付金の返還金288,700円の納付について、被給付者が市に提出した「未納付債務の承認及び納付誓約書」の納付条件には「令和6年6月から2か月ごとに50,000円返還」と記載されており、納付計画は令和7年4月をもって全額、市に返還される予定としている。しかし、市に対する納付実績を確認したところ、同誓約書のとおり納付が履行されておらず、7割程度の未納金が計上されている状況にある。そもそも当該債務は市の誤給付によって生じたものであり、市は文書により相手の方にお詫びと返還のお願いをしているが、予期せぬ債務を抱えることになった被給付者からすれば、この誤給付は迷惑なことと思われるので、給付に当たっては、複数の職員による給付額の確認など、決裁ラインのチェック機能を強化して、再発防止に努められたい。また、未納金の収納に当たっては、引き続き、被給付者の理解をいただきながら適切に進められたい。